

(仮称) 銚子西風力発電事業に係る環境影響評価方法書  
委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

令和8年6月19日委員会資料  
HSE株式会社

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
1	—	事業計画	環境影響評価手続き	(3月13日委員会での質疑・意見) 現状、未確定の要素が多い事から、環境影響評価の手続きについてはもう少し後に実施した方が良いと思われるが、現段階で手続きを進める理由はあるのか。準備書においては、具体的な計画を示し実施する必要がある。	(3月13日委員会での回答) 現段階の事業計画において、既設風力発電所の運用期間も考慮したうえで環境影響評価の手続きを申請しました。計画の具体化を進め、準備書に記載させていただきます。
2	方法書 P6 ～13 資料2-2* P10	事業計画	環境影響評価手続き	(3月13日委員会での質疑・意見) 事業計画について、未確定要素が多くあるが、事業者として適切に環境影響評価結果を示すことができるのか。	(3月13日委員会での回答) 現段階において未定の要素については、計画中の中で最大の影響を考慮し実施する方針です。風力発電機の機種についても、今後メーカーと協議を行い、情報を入手し、環境影響評価に反映させながら事業を進めていきます。
3	方法書 P6 ～8 資料2-2 P9	事業計画	対象事業実施区域	(3月13日委員会での質疑・意見) 更新サイトと新設サイトが設定されているのは、どのような経緯か。経緯については準備書に記載すること。	(3月13日委員会での回答) 風力発電機については、ブレードの直径が大きくなっており、発電効率の都合上、風車の間隔を既設よりも空ける必要があります。また、近隣住民に配慮し、住居との十分な離隔距離をとれるよう配置を検討しており、一部風車を新設サイトに設置する計画としております。検討の結果については、準備書に記載します。

※令和7年度第9回千葉県環境影響評価委員会(令和8年3月13日開催)の資料番号

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
4	方法書 P6 資料2-2 P8	事業計画	風力発電機基数	(3月13日委員会での質疑・意見) 設置基数はなぜ6基から7基となっているのか。	(3月13日委員会での回答) 現在、地権者との交渉等を進めており、設置基数について確定していないことから6基から7基と記載しております。
5	方法書 P6 ～8 資料2-2 P8	事業計画	風力発電機配置	(3月13日委員会での質疑・意見) 新設サイトにおける風力発電機の配置は決定しているのか。 (5月15日委員会での質疑・意見) 現在の状況と具体的にどこまでが決まっているのか確認したい。地権者から合意を得た2基とは具体的にどこのことか。	(3月13日委員会での回答) 新設サイトにおける2基分の配置については、地権者との合意が進んでおります。現状、方法書に記載していない理由としては、最近まで地権者との協議を行っていたため、記載できておりません。 (3月13日委員会後の追加回答) 2基の風力発電機については地権者交渉を終えています が、測量・設計及びボーリング調査等の配置を確定させるための事前調査が未実施であるため、現段階で風力発電機の位置をお示しすることができません。計画の具体化を進め、準備書に記載させていただきます。 (5月15日委員会での回答) 2基分については新設を予定している森戸地区を指しており、今後、土地の境界確認が必要であり、また、風車ブレードの旋回範囲について土地の上空を占有することの了解をとっている段階です。地権者との交渉において了承が得られない場合、改めて全体的に配置を検討する必要があることから、明確な配置はお示しできない状況です。既設風力発電所の4基につきましても、風力発電機が大型化するためブレードの旋回範囲の土地の地権者に交渉を行っているところです。
6	方法書 P11 ～13 資料2-2 P13	事業計画	変電施設	(3月13日委員会での質疑・意見) 変電所は新設するのか。位置はどこで計画しているのか。また、送電線ルートはどのように計画しているのか。	(3月13日委員会での回答) 変電所については、既設変電所周辺の用地を活用し、新設する計画で検討しております。送電線ルートについては、架線や埋設などの方法、用地交渉を含め現在検討中です。準備書において送電線ルートを記載します。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
7	方法書 P13 資料2-2 P13	事業計画	系統連系	(3月13日委員会での質疑・意見) 系統連系については、場所を含めて決まっていないということか。	(3月13日委員会での回答) 系統連系については、東京電力パワーグリッド様と既設変電所予定地において接続検討申込をしております。
8	方法書P135	社会的状況	下水道の整備の状況	(5月15日委員会での質疑・意見) 方法書第3章には下水道の整備状況が記載されているが、記載の意図はなにか。	(5月15日委員会での回答) 事業規模にも依りますが、現場事務所を設置する場合があります。その場合、生活排水の処理方法について検討する必要があり、基本的な情報として下水道の整備状況を整理しております。
9	方法書 P17 資料2-2 P13	環境影響評価の項目	項目選定	(3月13日委員会での質疑・意見) 既設風力発電機の撤去工事について本環境影響評価に含めない理由はなにか。また、既設の風力発電機は全て撤去するのか。	(3月13日委員会での回答) 撤去工事については、別途、当社の子会社である、くろしお風力発電株式会社で計画されており、本環境影響評価には含まない方針です。銚子高田風力発電所は耐用年数20年が経過しており、椎柴風力発電所についても老朽化が進んでいるところです。施設については、全て撤去されることとなります。
10	方法書 P17 資料2-2 P13	環境影響評価の項目	項目選定	(3月13日委員会での質疑・意見) 既設風力発電機の撤去工事については別会社が行うため、本環境影響評価に含めないとのことであるが、撤去を行う事業者と資本関係があり、一般的な解釈として同一事業となるのではないか。	(3月13日委員会での回答) 撤去工事において発生する廃棄物については、予測、評価を行う事を検討しております。 (3月13日委員会後の追加回答) 既設風力発電所の撤去については、別事業者により先行して実施が予定されており、本環境影響評価手続きの一連の事業として取り扱わない方針です。詳細は別添資料のとおりです。 (5月15日委員会での追加回答) 既設風車の撤去工事を本アセスに含めない理由は2点あり、一つ目は、国のガイドラインである「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」では新設工事に先立って実施する撤去工事については、アセスの対象としないことが可能とされてお

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
					<p>り、本事業においても当該ガイドラインを準用する考えです。なお、ガイドラインのとおり撤去工事をアセスに含めない場合でも工事の実施により発生する廃棄物については種類及び発生量等を把握し適切に処分を行います。</p> <p>二つ目の理由は、既設風車の地権者様と締結している土地契約の履行を優先している点です。地権者様とは基本的に当初の事業期間に合わせた賃貸借契約を締結しており、現時点では事業期間終了後、計画通りに撤去することを想定しております。別紙にて暫定版の撤去工事および条例アセス、新設工事の工程をお示ししており本アセス手続きと既設風車の撤去工事のスケジュールが重複するため、地域に混乱を招く可能性があること、また、アセス工程を優先した結果、計画通りに既設風車を撤去できない状態になることは避けたいことから、既設風車の撤去工事を新設風車のアセス対象に含めずに進めることを考えております。</p>
11	方法書 P215 資料2-2 P17、P19	環境影響評価の 項目	項目選定	<p>(3月13日委員会での質疑・意見)</p> <p>既設風力発電機の撤去については、今回の環境影響評価に含めないとしているが、工事の実施に伴い発生する廃棄物を項目選定している理由はなにか。</p>	<p>(3月13日委員会での回答)</p> <p>既設風力発電所の撤去工事については、近隣住民、用地確保に係る工程の都合上、実質事業として連動できないため本環境影響評価に含めない方針です。記載の意図としては、新設風力発電所の撤去段階を想定して記載しております。</p> <p>(3月13日委員会後の追加回答)</p> <p>新設風力発電所の撤去については、施設の供用期間を20年間とした場合、現在の法令や処理方法と異なる可能性があり、適切に評価が実施できないと考えられることから、「工事の実施」に含めるべきではないと改めて判断しました。新設風力発電所の撤去については、撤去段階における最新の法令及び処理方法により適切に対応しま</p>

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
					す。また、既設風力発電所の撤去については、別途事業として実施するものであり、本事業における工作物等の撤去は予定しておらず、対象事業の区分として「工作物の撤去又は廃棄」の選定は適切ではないため、準備書において修正します。
12	方法書 P214～215 資料2-2 P17、P19	環境影響評価の 項目	項目選定	(5月15日委員会での質疑・意見) ライフサイクルアセスメントの考え方から、施設供用後の撤去についてアセスメントの対象としないことに疑問がある。事業方針として具体的に示されていないと住民等との合意形成が非常に困難になると考えられる。また、風力発電機の撤去に伴い発生する廃棄物について事業者としてどのように考えるか。	(5月15日委員会での回答) アセスメントの項目として(撤去のアセス)の設定をしないとしても、事業概要として、既設風力発電所および新設風力発電所の撤去について、どのような手法で実施する想定かをお示ししたいと思います。一連の事業の扱いとならないのであれば、風力発電機の撤去を廃棄物としてアセスメントに含めることは難しいと考えております。
13	方法書 P231～235 資料2-2 P26	騒音	予測の手法	(3月13日委員会での質疑・意見) 騒音の予測において、風力発電機が大型化することによる音源の大きさにも留意し、シミュレーションを行うこと。	(3月13日委員会での回答) 承知しました。
14	方法書 P236～238 資料2-2 P37	超低周波音	評価基準	(3月13日委員会での質疑・意見) 超低周波音の基準について、昭和55年の研究結果による基準となっており、古いと感じる。評価対象としている基準については、厳密には風力発電機から発生する音の特性とは異なっていると思われるため、文献、論文等を確認のうえ、参考とすること。	(3月13日委員会後の追加回答) 今後、最新の文献等を確認し、評価における参考とします。
15	方法書 P215 資料2-2 P19	水質	項目選定	(3月13日委員会での質疑・意見) 「土地又は工作物の存在及び供用」における「施設の存在等」について水質を項目選定しているが、具体的にはどのような影響が想定されるのか。	(3月13日委員会での回答) 誤記であるため準備書において修正致します。

No.	関連ページ	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
16	方法書 P272～276 資料2-2 P34	景観	景観	(3月13日委員会での質疑・意見) 景観等のシミュレーションの実施においては、全ての配置が決まった状態で実施できると考えて良いか。	(3月13日委員会での回答) 配置を確定し、調査、予測及び評価を実施できるよう計画の具体化を進めます。 (3月13日委員会後の追加回答) 景観に係るシミュレーション結果等を踏まえて、配置を決定し、準備書には確定した配置を記載します。
17	方法書P215	廃棄物	廃棄物	(5月15日委員会での質疑・意見) 工事期間中、現地に仮設トイレを設置する可能性はあるのか。また、仮設トイレから発生する尿尿は、工事期間中の廃棄物に含めて予測するのか。	(5月15日委員会での回答) 工事期間が長期となるため、仮設トイレを設置する予定です。なお、くみ取り式で対応する方針です。一般的な工事規模となる想定のため、仮設トイレから発生する尿尿については予測に含めない方針です。
18	—	その他	近隣住民の反応	(3月13日委員会での質疑・意見) 既設風力発電所について、近隣住民の方の認識及びコミュニケーションの状況はどうなっているのか。	(3月13日委員会での回答) 超低周波音を含め、近隣住民からの不満やクレームは寄せられておりません。再エネ特措法に係る説明会を別途実施しており、現時点で大きな反対意見などは伺っておりません。
19	方法書 P3 資料2-2 P13	その他	供用中の風力発電機の状況	(3月13日委員会での質疑・意見) 既設風力発電所について、現状どのように老朽化しているのか。また、問題が発生していて撤去を行うのか。	(3月13日委員会での回答) 既設風力発電所のうち、銚子高田風力発電所については、供用期間の20年を経過しており、FIT期間及び一般的な耐用年数に基づき今年の夏に撤去を予定しております。椎柴風力発電所については、供用後18年が経過しているため2年後の撤去を予定しています。老朽化の状況については、運用部隊に確認のうえ改めて回答します。 (3月13日委員会後の追加回答) 供用期間の20年を経過しており、耐用年数に基づき撤去するものです。現状、問題が発生している訳ではありませんが、問題が生じる前に撤去が必要となります。

項目	事業会社主体	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
主要工程		▼着工						▼運転開始	
現地調査	H S E 株式会社								
準備書作成～知事意見受領	H S E 株式会社								
評価書作成～知事・市町村長への送付	H S E 株式会社								
土木工事(伐採・造成工事)	H S E 株式会社								
土木工事(基礎工事)	H S E 株式会社								
電気工事	H S E 株式会社								
風力発電機建設工事 (輸送・据付工事)	H S E 株式会社								
試運転	H S E 株式会社								
銚子高田風力発電所の撤去工事	くろしお風力発電株式会社								
椎柴風力発電所の撤去工事	くろしお風力発電株式会社								

※上記の工事工程は現時点の想定であり、今後、変更する可能性があります。